

第 1 章 計画の策定にあたって



第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の役割と位置づけ

(1) 計画策定の趣旨

本市では、平成17年に「東海市環境基本条例」を制定し、この条例に基づいて、平成19年度に「東海市環境基本計画」を策定しました。これまで本計画のビジョンである「未来につなぐ 美しいふるさと東海」を実現するため、市民、事業者、地域・団体、行政が協働してさまざまな環境施策を推進してきました。

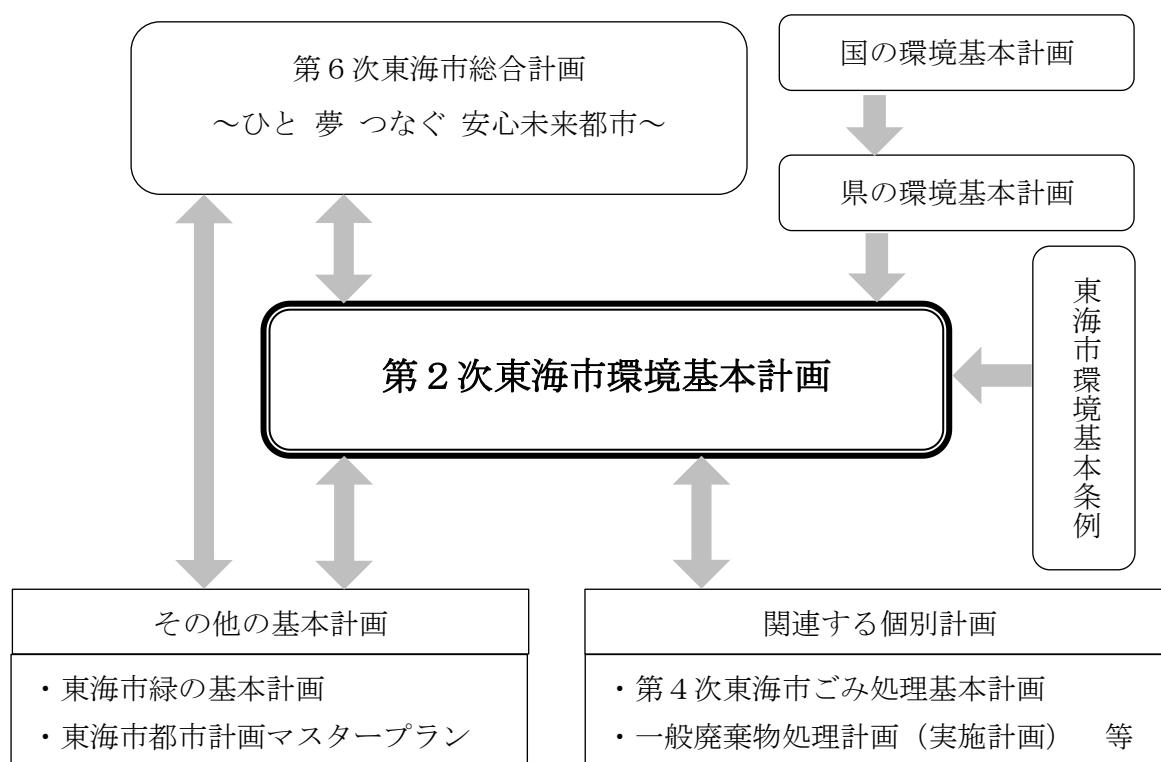
このようななか、「東海市環境基本計画」の終期を迎えるに当たり、本市を取り巻く課題や社会環境の変化に対応するとともに、環境行政の適切な運用に役立てるため、この「第2次東海市環境基本計画」を策定します。

(2) 計画の役割と位置づけ

本計画は、環境基本条例に基づく環境に関する総合的な指針であるとともに、市の最上位のまちづくりの計画である第6次東海市総合計画に掲げる将来都市像「ひと 夢 つなぐ 安心未来都市」を環境面から実現する計画という側面を持ちます。

また、ごみ処理基本計画や、緑の基本計画などと連携することにより、快適な市民生活の再生や創造を通じて、美しいふるさと東海市を未来に届けていくという重要な役割を担う計画となるものです。

計画体系



第6次東海市総合計画

【将来都市像】ひと 夢 つなぐ 安心未来都市

【計画期間】平成26年度～平成35年度（10年間）

【目標人口】115,000人（平成35年）

【五つの理念】安心・快適・いきいき・ふれあい・活力

【めざすまちの姿】

- ・大気汚染、ばいじん、悪臭がなく、空気がきれいである（安心）
- ・下水道が整備され、生活排水が適切に処理されて、川や海などの水がきれいである（安心）
- ・まちにごみが落ちていない（快適）
- ・ごみの減量化やリサイクルが進んでいる（快適）
- ・まちに花や緑が豊かである（快適）
- ・良好な景観が保たれ、快適に暮らせる環境が整っている（快適）
- ・地域が主役となって、まちづくりを進めている（いきいき） 等

国 第四次環境基本計画

平成24年4月閣議決定

○環境行政の究極目標である持続可能な社会を、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を統合的に達成することに加え、「安全」がその基盤として確保される社会であると位置づけ

○持続可能な社会を実現する上で重視すべき方向として、以下の4点を設定。

- ①政策領域の統合による持続可能な社会の構築
- ②国際情勢に的確に対応した戦略をもった取り組みの強化
- ③持続可能な社会の基盤となる国土・自然の維持・形成
- ④地域をはじめさまざまな場における多様な主体による行動と参画・協働の推進

○優先的に取り組む9つの重点分野【社会・経済のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進】【国際情勢に的確に対応した戦略的取り組みの推進】【持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進】【地球温暖化に関する取り組み】【生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取り組み】【物質循環の確保と循環型社会の構築】【水環境保全に関する取り組み】【大気環境保全に関する取り組み】【包括的な化学物質対策の確立と推進のための取り組み】に加え、【東日本大震災からの復旧・復興に係る施策】及び【放射性物質による環境汚染対策】について、それぞれ「章」として取り上げた。

愛知県 第4次環境基本計画

平成26年5月策定

○「環境と経済の調和のとれたあいち」、「安全で快適に暮らせるあいち」、「県民みんなが行動するあいち」の3つのあいちづくりを通して、「県民みんなで未来へつなぐ環境首都あいち」の実現を目指す。

○環境保全のための措置に必要な費用についての「汚染者負担の原則」に基づく公平な分担や、科学的知見の集積が不足し、原因や影響が十分に把握されていない問題に対する「予防的取り組み」の実施といった、環境政策における基本的な考え方を踏まえつつ、次の4つの考え方を加え、県の特徴や地域的特性に応じて総合的な施策を展開。

- ・「安全・安心の確保」を最優先
- ・分野横断的・総合的な施策の展開
- ・環境首都あいちを支える担い手の育成「人づくり」の推進
- ・多様な主体間の連携・協働による施策の展開

○目標の実現に向け、「安全・安心の確保」、「社会の低炭素化」、「自然との共生」及び「資源循環」に向けた4つの取り組み分野ごとに方向性を示し、具体的な取り組みを推進。また、総合的な施策推進に向けて、持続可能な未来のあいちの担い手育成「人づくり」を推進。

(3) 計画の期間

上位計画である第6次東海市総合計画の施策や指標との整合性のとれた計画とするため、平成29年度から平成36年度までの8年間を計画期間とします。

計画期間



(4) 計画の対象範囲

- ア 活動範囲；東海市全域
- イ 影響範囲；地域環境～地球環境
- ※ 市単独では解決が困難な問題は、周辺自治体や国、県との連携を行います。

〔対象とする環境の範囲〕

【環境の柱】

【環境分野】

環境教育	環境教育
環境対策	大気・ばいじん／悪臭・騒音／水質
環境保全・再生・創造	地球温暖化対策／環境美化／緑・水・生き物
循環型社会	3 R活動／適正排出・処分

（５）計画の推進主体

本計画の推進主体は、市民、事業者、地域・団体、行政です。

それぞれの立場でそれぞれの役割を担い、相互に連携を図りながら、積極的に行動することが必要です。

	範囲	責任と役割
市民	市内に在住する人 とその家族及び市 内に在勤・在学する 人	○日常生活において、環境に配慮した生活を行い、環境の負荷の低減に努めます。 ○地域などの自然に接するとともに、環境教育・環境学習の機会や地域活動に参加するなど、環境への理解を深め、身近なところから主体的に取り組めます。
事業者	市内で事業活動を行 っている企業や事 業所	○関係法令を遵守し、事業活動に伴う環境負荷の低減に努めます。 ○汚染物質の排出削減、廃棄物の発生抑制・減量化・適正処理、再生資源の利用、エネルギー利用の効率化など、事業活動のあらゆる段階で環境への負荷を低減するよう努めます。 ○地域の一員として、環境学習の機会や地域活動に積極的に参加します。
地域・ 団体	ボランティア団体 やコミュニティ、町 内会・自治会など市 内で活動する市民 団体	○行政や市民、事業者が取り組む環境保全活動の支援や、協力・連携を行います。 ○市民や事業者などが環境保全等に理解を深め、意識の向上が図られるよう、環境学習の機会や情報を提供します。 ○自らも地域における環境保全に取り組めます。
行政	東海市 (事業によっては 愛知県、国)	○環境に関する施策を策定し、市民や事業者と連携し、環境に関する取り組みを実施します。 ○市民や事業者などが環境保全等に理解を深め、意識の向上が図られるよう、環境学習の機会や情報提供、活動の支援を行います。 ○自らも事業者として環境保全に積極的に取り組めます。

2. 環境を取り巻く社会情勢

近年の環境を取り巻く社会情勢は、この10年の間に大きく変化してきました。気候変動など地球規模での環境の変化、低炭素社会・生物多様性の保全などの持続可能な社会の形成に向けた国際的な取り組み、災害により発生する微小粒子状物質(PM2.5)への注目など、また、多様な主体の連携・協力による協働の取り組みや、ESD(持続可能な開発のための教育)など環境教育への関心も高まっています。この節では、国や県の環境に対する取り組みに注目していきます。

(1) 低炭素社会の推進と気候変動への適応

ア 世界的に、人口の増加とそれに伴うエネルギー使用量の増加などに伴って、温室効果ガスの排出量が増加し、依然として地球温暖化が進行しています。

イ 平成26年度のIPCC(気候変動に関する政府間パネル)による第5次評価報告書では、気候システムの温暖化は疑う余地がなく、今後も気温上昇と海面水位上昇は続くこと、産業革命前からの気温上昇を2℃未満に抑えるには温室効果ガスの排出量を2050年までに2010年比で40～70%削減するとともに、2100年までにゼロとすべきであると報告されています。

ウ 平成27年にはCOP21(気候変動枠組み条約第21回締約国会議)において、途上国を含む全ての国が参加する国際的な枠組み「パリ協定」が採択、平成28年11月には発効され、世界全体の排出量を2100年までに実質ゼロにすることを目指し、産業革命前からの気温上昇を2度未満にするとともに、1.5℃以内になるよう努力目標が盛り込まれました。

エ 国内では、平成20年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、一定規模以上の地方公共団体は「地方公共団体実行計画」を策定することが義務づけられました。さらに、平成24年には「都市の低炭素化の促進に関する法律」(エコまち法)が施行され、低炭素なまちづくりに向けた取り組みが進められています。

オ また、近年、地球温暖化が原因とみられる大雨や猛暑が増加しており、今後は自然災害だけでなく、生態系や食料、健康などさまざまな面での影響が予測されています。そのため、温室効果ガスを削減するための緩和策に加え、温暖化によるさまざまな分野への影響に対する適切な対処(適応)を地域一体となって計画的に進めることが必要とされています。

（２）再生可能エネルギーの推進

ア 東日本大震災の影響による電力不足に加え、化石燃料系資源の枯渇に伴い長期的には市場価格の高騰が予測されること、地球温暖化等を背景として、太陽光や風力等の再生可能エネルギーの開発や利用が進んでいます。国では、震災前のエネルギー政策に対する環境政策の見直しを行っています。

イ 特に、平成２４年の「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の開始以降、太陽光発電を中心に各地で再生可能エネルギー発電などが増加しています。

（３）循環型社会の推進

ア 大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動によって、今後も、石油や石炭などの化石燃料に加え、希少金属や飲料水などの天然資源の枯渇が懸念されています。また、食品廃棄物の削減や漂着ごみの問題など、新たな問題も出てきています。

イ 国では、循環型社会形成のための仕組みとして、さまざまな物品を対象としたリサイクル法が制定され、平成２５年４月には、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）が施行され、各市町村や小売業者などで貴金属や希少金属などの再資源化に取り組み始めています。

ウ 愛知県では、平成１９年３月に「あいちゼロエミッション・コミュニティ構想」を全国初の構想として策定し、住民や企業、大学、行政などの協働で、県内各地域の未利用資源を地域内で循環活用する新たな社会システムの確立を目指しています。



水素燃料電池自動車「ミライ」の展示
(太田川駅西大屋根広場)

（４）生物多様性の危機と身近なみどりへの期待

ア 地球規模で生物多様性の危機が懸念され、国際的に議論が進んできました。平成 22 年には、愛知・名古屋で COP10（第 10 回締約国会議）が開催され、「戦略計画 2011-2020（愛知目標）」が採択され、2020 年までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施することなどを目標として取り組みが進められています。

イ 国では、平成 20 年 6 月に生物多様性基本法が施行され、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会の実現に取り組んでいます。

ウ また、COP10 を契機として、国際社会に対し二次的な自然環境において持続可能な自然資源の利用・管理を進める SATOYAMA イニシアティブが提唱され、生物多様性の場として里地里山の保全活用が求められています。

エ 愛知県においても、平成 25 年 3 月に「愛知目標」の達成に向けた行動計画「あいち生物多様性戦略 2020」が策定され、地域の多様な主体が協働して生態系ネットワークの形成を進めており、今後もさらなる展開が求められています。

オ ヒートアイランド現象の緩和やCO₂の吸収効果、自然とのふれあいの場の創出などのように、都市における「みどり」への期待がますます高くなっています。



（５）安心・安全意識の高まり

ア 平成２３年３月１１日の東日本大震災は、高い津波による広範囲かつ甚大な被害や原子力発電所の事故による放射性物質の拡散など、深刻な環境問題を引き起こしました。これにより、国では、大量のがれきや放射性物質に汚染された廃棄物の処理、放射性物質による環境汚染対策などが問題となり、防災面のみならず、環境面においてもリスク評価の考え方が重視されるようになりました。

イ また近年、豪雨や土砂災害などが頻発しており、自然災害への懸念から、環境面での安心・安全に対する住民の意識が高くなっており、防災・減災への取り組みや自治体のリスク管理のあり方も求められています。

（６）市民・事業者の参画の高まりと持続可能な社会を担う人づくりの推進

ア 少子高齢化により環境保全の担い手が減少しており、行政だけでなく、市民・事業者・NPO など多様な主体の協働・参画により、地域全体で環境を保全していくことが求められています。

イ 平成２０年以後、学習指導要領が見直され、持続可能な社会の構築の観点が盛り込まれました。さらに、「環境教育等による環境保全の取り組みの促進に関する法律」が平成２３年に改正され、地域等における環境教育の充実や環境教育を推進する仕組みの強化等を図ることが求められています。

ウ 平成２６年１１月には、愛知県において「ESD に関するユネスコ世界会議」が開催されました。今後さらに、多様な主体との連携・協働によって持続可能な社会を担う「人づくり」を進めていくことが求められています。



エコスクール「エコクッキング教室」



エコスクール「水族館を探検しよう」

環境年表

平成 (年度)	主 な 国 内 動 向	主 な 国 際 動 向
19		○IPCC第4次評価報告書公表
20	○地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）の改正（事業者単位での温室効果ガスの算定・報告等） ○生物多様性基本法、エコツアーリズム法の施行	○京都議定書の第一約束期間開始
21	○エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（エネルギー供給構造高度化法）の施行	○国連気候変動サミット開催 ○COP15開催（コペンハーゲン合意に留意）
22	○大気汚染防止法の改正（事業者の責務規定の創設、ばい煙の測定結果の未記録等に対し罰則を創設等）	○国際生物多様性年 ○COP16開催（カンクン合意） ○COP10開催（名古屋議定書、愛知ターゲット採択）
23	○地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（生物多様性保全活動促進法）の施行 ○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再生可能エネルギー特別措置法）の施行	○COP17開催（ダーバン合意）
24	○第四次環境基本計画を閣議決定 ○都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）の施行（低炭素まちづくり計画の策定など低炭素社会を促進） ○環境教育等による環境保全の取り組みの促進に関する法律（環境教育等促進法）の施行	○国連持続可能な開発会議（リオ＋20）
25	○使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）の施行 ○エネルギー使用の合理化等に関する法律（省エネ法）の改正 ○循環型社会形成推進基本計画（第三次循環基本計画）を閣議決定	○水銀に関する水俣条約採択
26	○公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正 ○水循環基本法の施行 ○雨水の利用の推進に関する法律の施行 ○第四次エネルギー基本計画を閣議決定	○IPCC第5次評価報告書統合報告書の公表 ○ESDに関するユネスコ世界会議
27	○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）の施行 ○水循環基本計画を閣議決定	○COP21開催（パリ協定採択） ○「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択
28	○地球温暖化対策計画を閣議決定	